

## 個人事業主が活用できる新型コロナ関連支援

### もらえるお金

#### 国

- 持続化給付金（経済産業省）・・・上限100万円 →今回はこれが軸となる
- 特別定額給付金（総務省）・・・1世帯1人当たり10万円
- 雇用調整助成金（厚生労働省）・・・スタッフを雇用している人向け。今回は労災に加入していれば、雇用保険に入っていない人でも対象になる。
- 小学校休業等対応支援金・・・フリーランスなどで企業から委託を受けて仕事をしている人で、小学生の子どもがいる人向け。

#### 市町村

- 休業補償や協力金、家賃補助など（市町村によって違う）
- 住居確保給付金・・・廃業に近い状況の人向け。原則3ヶ月、最長6ヶ月。東京都特別区の場合、単身世帯53,700円～3人世帯69,800円。

もらえるお金をきちんともらうことが重要。持続化給付金は、計算対象の月によってももらえる金額に差が出てしまう。今年で、一番収入のなかった月の売上げをベースに計算すると、最大限もらえる。収入にムラがある人、今年創業した人、事業継承をした人は特例制度を利用すること。

### 実質無利子・無担保融資（通常よりも条件の良い借入）

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）・・・国民事業6,000万円。借り換えを含む融資の相談も可能。借り換えだけは不可。
- 危機対応融資（商工中金）・・・審査により借り入れられる金額が違う。
- 特別利子補給制度（中小企業庁）・・・詳細未公表。借入後当初3年間まで利子補給。国民事業は3,000万円まで。
- 緊急融資・・・セーフティネット保証4号、5号。自治体による認定が必要。

個人事業主の場合、まずは日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を検討。商工中金による危機対応融資もあるが、基本的に商工中金は組合なので、未加入時は要相談となる。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症特別貸付又は危機対応融資＋利子補給制度の組み合わせだと実質無利子で借りることができる（条件あり）。

**新型コロナウイルス感染症特別貸付はネット申し込みできる。**

令和2年4月30日(木)現在の情報

遅らせることのできるお金

- 公共料金
- 最大限配慮するように要請が出ているので、待ってくれる可能性大。
- 国民健康保険料などの保険料、年金
- 収入が下がった場合に減免が認められる可能性がある。
- 国税の納付の猶予
- 税務署で審査の上、納税の猶予が認められる。延滞税が軽減又は免除される。
- 地方税
- 都道府県、市区町村に相談。一時猶予が認められることがある。

急ぐ必要のないお金は、後回しにすることがポイント。待ってもらえるものは待ってもらう。  
支払いに遅れる前に、電話などで必ず相談すること。

その他

- 小規模企業共済

「特例緊急経営安定貸付け」＋「契約者貸付けの延滞利子の免除」により、実質無利息で借りることが可能。掛金の納付期限の延長、掛け金を減らすなどすれば、手元の資金を増やせる。

- 雇用保険の失業保険（ダブルワークで雇用保険に入っている人）

自営業と兼ねていると失業給付がもらえないという噂があるが、そうとも限らない。事業開始前に雇用保険の受給資格を有し、所定給付日数が残っている場合は、廃業届を出すことにより基本手当の受給を受けられる場合がある。心当たりのある場合は、ハローワークに相談。

- 緊急特例貸付（市区町村社会福祉協議会）

新型コロナウイルスによる影響で収入が減少していれば利用可能。

個人事業主特例で20万円の借入ができる。償還期限は2年以内、無利子、保証人不要。償還時において所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除。

- 総合支援資金（市区町村社会福祉協議会）

→これは最後の手段。

失業、廃業した場合など。生活の再建までの間に必要な資金を貸し付け。無利子、保証人不要。償還時において所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除。

- 生活保護（各市町村）

→これは最後の手段。

生活資金が足りなくなって、クレジットカードで借入をするのであれば、利息が勿体無いので、社会福祉協議会の緊急特例貸付の利用をオススメする。返済までの期限も長い。

## 当事務所ができる支援について

かずきよ行政書士事務所のコンセプトの一つは、フリーランスや小規模事業者を応援することです。必要なところに、必要なお金が行き渡ることを支援するのは、当職の使命と考えております。

今回の未曾有の危機に対して、弊所では以下の対応を行います。

### <相談について>

- 補助金、助成金、給付金（→これは全部もらえるお金です）についての**情報提供を無料**で行います。Webセミナーも随時開催しますので、ご友人などお誘い合わせの上ご参加ください。
- セミナー・個別面談は、zoom や Webex を使用して行います。
- LINE やメール、Facebook messenger での相談に応じます。
- **Zoom や Webex による 1 対 1 の個別相談はひとり当たり月 1 回 20 分まで無料**でご利用いただけます。

### <申請サポートについて>

- 申請を個別サポートする場合は、報酬を頂戴しますが、その際も良心価格でご提供させていただきます。事前に見積書を作成してからの対応になりますので、「いくらかかるのかわからない」という不安がありません。参考までに、**持続化給付金申請サポートは申請金額の 5 % を報酬として頂戴します（申請金額 100 万円の場合、5 万円）**。厳しい環境の中いただく報酬ですから、全力で支援させていただきます。**zoom や Webex を使用しての支援であれば、全国に対応します。**

### <支払い方法について>

- 支払い方法について、これまで現金しか使えませんでした。この度**クレジットカード決済を導入**します。お手元に現金がないときでも、安心してご依頼いただけます。
- 同時に**キャッシュレス決済も導入**しますので、ポイント還元などを使って少しでも生活の足しにしていいただければと思います。
- どの士業に相談していいのかわからないことでも、とりあえずご相談ください。相談先がない場合は、弊所のネットワークを通じてお探しすることもできます。すでにおつきあいのある士業の方と連携させていただくことも可能ですので、ご相談ください。

大変厳しい状況ではありますが、ぜひとも一緒に乗り越えましょう！

〒520-2101 滋賀県大津市青山2丁目8番9号

かずきよ行政書士事務所

所長 行政書士 井手清香（滋賀県行政書士会所属）

TEL ・ FAX 077-532-9245（非通知拒否のため番号通知でおかけください）

メール [info@kazukiyo.jp](mailto:info@kazukiyo.jp)（うまく送れないときは、事務所のホームページからお問い合わせください。）

ホームページ <https://kazukiyo.jp> LINE アカウントは「かずきよ行政書士事務所」で検索